

## 仕 様 書

1 業 務 名 多賀城市外国語活動等指導支援労働者派遣業務

2 契 約 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 配 置 場 所 多賀城市立小学校6校及び多賀城市立中学校4校並びに教育委員会  
が指定する場所

### 4 業 務 内 容

#### (1) ALT の業務内容

- ア 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の情報提供  
及び企画提案
- イ 外国語活動授業、外国語授業、英語授業その他の国際教育を進めるための学校活  
動全般の指導支援並びに使用する教材研究、教材作成及び教材提供。特に、デジタ  
ル教科書や学習支援ツール、その他のICT機器を活用した指導法の提案及び支援を  
含む。
- ウ 授業の反省、分析及び評価への参加。特に、ループリック作成時やパフォーマン  
ステスト時における外国人視点の支援等を行うこと。
- エ 児童生徒に関する各種イベント（イングリッシュキャンプ、留学支援等）や各種  
活動に対する協力支援
- オ その他、本条各前号に定める事項に準ずる業務

#### (2) 派遣元事業主の責務

- ア 定期的な情報提供並びに学習指導に関するノウハウの提供
- イ 小中学校教員を対象とした指導方法等研修会の企画提案及び実施

### 5 ALT の要件

派遣されるALTは、次の掲げるすべての要件を備えた者とする。

- (1) 心身ともに健康であり、通年通勤できること。
- (2) 英語を母国語とする、または同等の英語力を有し、現代の標準的な発音やリズム、イ  
ントネーションを身につけ、正確かつ適切に指導できる者であること。
- (3) 大学卒業程度または学士以上の学位を有している者であること。
- (4) 日本の生活及び教育に適応し、特に外国語教育に対する情熱があること
- (5) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り、人間性や協調性に富む者  
であること。
- (6) 教職員に対する教材の解説や作成、適切で効果的な指導方法の提案など、授業や評価  
に関する準備及び支援を的確に行うことができること。

- (7) 日常会話程度の日本語の会話が可能で、日本の文化等に関心があること。
- (8) 通勤及び各学校への移動が自分で行えること。
- (9) 職務専念義務、守秘義務を厳守し、雇用終了後も同様であること。
- (10) 日本の教育環境を理解して、指導者として自分を律し、相応しい服装や態度であること。
- (11) 犯罪に関わる刑罰等の執行猶予期間中でないこと。

## 6 ALT の変更

- (1) ALT が業務の遂行に当たり、著しく不適切と認められる場合は、受注者において適宜指導を行い、状況改善を図るものとする。指導を加えても改善の見込みがない場合は、受注者は発注者と協議の上、交代させるものとする。
- (2) 受注者は、配置した ALT が、病気その他の理由により業務の遂行が困難になったときは、発注者の承諾を得て別の者を配置しなければならない。
- (3) 新たに ALT を就業させるときは、発注者の承諾を得て就業するものとし、業務遂行に支障のないよう研修期間を設けることとする。なお、研修期間までに要する費用については、受注者の負担とする。
- (4) 発注者が適当でないと認めた者は使用しない。

## 7 労務管理体制

- (1) ALT の勤務管理
  - ア 受注者は、ALT の勤務時間、出退勤、欠勤、遅刻、早退等について適切に管理し、市の求めに応じて即時に提出できる状態とすること
  - イ 時間割変更・学校行事に伴う ALT の勤務調整については、事前に学校と協議し柔軟に対応すること
- (2) 責任者の選任
  - ALT を管理・統率するための責任者を定めること。責任者は、十分に責任を取り得るべき立場にある者を充てること
- (3) 担当コーディネーター
  - ALT の日々の勤務を適正に管理するため、多賀城市担当コーディネーターを選任すること。また、その条件及び勤務内容は以下のとおりとする。
    - ア 受注者において十分に責任を取り得るべき立場にある者
    - イ 日本語と英語による高度なコミュニケーション能力を有する者
    - ウ 宮城県内の本店、支店等に在籍のうえ、常駐している者
    - エ 各学校への定期巡回を年2回以上実施し、ALT の勤務状況や学校からの要望を把握し、必要に応じて教育委員会に報告すること
- (4) 問題行動・勤務不良者への対応
  - ア 学校からの連絡を受けた場合、翌々日までに面談を実施し、指導及び改善を図ること

- イ 指導内容、改善目標、期限、フォローアップ方法を文書化し市へ提出すること
- ウ 継続的なフォローアップを実施すること

(5) 私生活上の問題・生活困難への対応

- ア 金銭トラブル、近隣トラブル、騒音トラブル等への支援及び同行
- イ 病気・メンタルヘルス不調への早期介入、医療機関同行
- ウ 生活困窮に至るリスクがある場合の相談・助言
- エ 引越し、住居契約、解約、原状回復等のトラブルへの対応及び同行
- オ 銀行や市役所での手続き対応及び同行

(6) 欠員発生時の対応

- ア 突然の退職・病気等で ALT が欠員となった場合、速やかに代替 ALT を配置すること
- イ 配置した ALT が病気等で長期休業する必要が生じた場合、あるいは自己都合で退任するようなことが発生した場合は、受注者が責任を持って迅速に同一レベル以上の代替 ALT を配置すること

## 8 危機管理体制

(1) 緊急連絡・対応フロー

- ア 緊急連絡先（日本語・英語双方）を 24 時間 365 日対応可能な形で提供すること
- イ 事故、事件、病気、災害など、小から大に至る危機管理について対応できる部署（危機管理本部等）を構え、迅速かつ的確に処理すること
- ウ 宮城県内の本店、支店等に在籍のうえ、常駐しているコーディネーターが 1 時間 30 分以内に対応現場に駆け付けられること。また、当日中に対面対応が可能であること。
- エ 受託者は、ALT に関する緊急事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し、対応経過及び結果を文書で提出するものとする。
- オ 「緊急対応に要する費用（通訳、交通費、医療費、弁護士費用等）は、すべて受託者の負担とする。
- カ 受注者が緊急時対応義務を怠った場合、教育委員会は契約を即時解除できるものとする。

(2) 通訳・翻訳支援

- ア 緊急時の通訳は追加料金なしで対応できる体制を整備すること
- イ 学校・警察・医療機関等で急を要する通訳が必要な場合

(3) その他

- ア 万一に備え、損害・傷害保険に加入していること
- イ ALT に関する事故、事件、病気、災害、その他緊急事態が発生した場合、受注者は一次対応から関係機関との調整、保護者・学校・教育委員会への報告まで一切の対応を行うものとする。但し、その発生が教育委員会や学校の責に帰する場合はその限りではない。
- ウ ALT の行為に起因する損害、紛争、訴訟その他の法的責任は、すべて受注者が負うものとする。

ただし、その損害が教育委員会や学校の ALT に対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む）により生じたと認められる場合はこの限りではない。

## 9 外国語活動指導支援労働者派遣業務の実施条件

- (1) 業務実施日は、原則として 12 月 28 日から 1 月 4 日までを除く月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く。）とし、勤務時間については、休憩 1 時間を除く 1 日 7 時間以内とする。
- (2) 業務実施时限の割振りは、学校運営の必要に応じ、教育委員会と受注者が協議して定めるものとする。
- (3) 学校行事等によっては、業務実施日程を振り替えるものとする。
- (4) 夏季、冬季、学年末及び学年始めにおける長期休業日については、原則として業務を実施しないものとする。

## 10 支払い条件等

- (1) 受注者は、前月分の業務完了報告書を毎月 10 日までに提出するものとする。
- (2) 契約金の支払は、契約期間中毎月払とする。

## 11 その他

- (1) 受注者と教育委員会は、学期始めに当該学期における業務の実施内容について事前に打合せを行うものとする。
- (2) 教育委員会は、契約業務が適正に実施されていないとき、又は学校で問題が生じ業務実施に支障があると認めたときは、受注者に業務の改善を求めるものとする。
- (3) その他業務実施上の細部については、各学校の実情に合わせ、教育委員会と受注者が協議して決定するものとする。
- (4) 受注者は、業務実施に関し、必要な物品は自ら準備するものとする。ただし、学校において使用する机及び椅子は、学校が無償で貸与するものとする。この場合において、受注者は貸与された物品を善良なる管理者の注意を持って管理するものとし、受注者の責めにより貸与された物品を破損した場合は、これを賠償するものとする。
- (5) 多賀城市は、環境マネジメントシステムを運用し地球環境保全に取り組んでいることから、契約の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。
- (6) 暴力団排除措置に関する以下の事項を遵守すること。
  - ア 発注者および受注者は、受託業務において、当該契約の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。
  - イ 発注者および受注者は、上記アにより警察へ通報等を行った場合には、速やかに相手方にその内容を書面により報告すること。
  - ウ 発注者および受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより業務の実施

に支障が生じる等の被害が生じた場合は、相手方と協議を行うこと。